

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生企第337号

平成28年4月14日

電車内における痴漢対策の推進について（通達）

電車内における痴漢事犯は、被害者に深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為であり、検挙対策を講じることはもとより、抑止対策として鉄道事業者等と連携した効果的な広報、啓発活動を行うことにより痴漢撲滅の社会的機運を醸成する必要があることから、下記の点に留意して対策を推進されたい。

記

1 推進事項

(1) 抑止対策

ア 広報・啓発活動の強化

電車内の痴漢の発生実態や予防の効果の期待できる時期に合わせ、鉄道事業者等と協働したキャンペーン等の実施により、被害者となる女性の警戒心を高めるとともに、電車内の痴漢撲滅の社会的機運の醸成に努めること。

イ 鉄道事業者等における痴漢防止対策の更なる実施の働き掛け

電車内の痴漢撲滅については、駅構内等の警戒と電車内アナウンス、女性専用車両の拡大、電車内防犯カメラの設置検討、電車内多発箇所へのポスター掲示等が挙げられ、鉄道事業者により推進されているところであるので、これら対策の着実な実践とその拡大に向けて更なる実施の働き掛けを行い、鉄道事業者との連携を強化すること。

また、電車内の痴漢撲滅を電車利用者全ての問題として捉え、電車通勤・通学者を有する職場・学校等の取組として、時差出勤等への配慮、痴漢被害を発生させないための研修の実施等についても効果的であるので、企業・学校等に対して、こうした痴漢防止対策の推進について働き掛けを行うこと。

(2) 検挙対策

ア 取締りの重点

電車内の痴漢被害が多発する路線及び時間帯を中心とした取締りや、被害相談を受けての同行警乗による取締り、必要に応じた捜査員の集中運用など、現行犯的な検挙に重点を置いた施策を推進すること。

イ 適正捜査の推進

電車内の痴漢事犯は、被害者にとって深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為である一方、目撃者の確保が困難で人的証拠や物的証拠に乏しく、被害者の供述等により事実認定を行うことが少なくない。したがって、適正捜査の観点から、早期

臨場による目撃者等の確保、早期の実況見分、写真撮影等証拠保全の徹底、供述の裏付け捜査の徹底、微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施、逮捕の必要性及び留置の要否の適切な判断等に留意すること。

ウ 鉄道事業者との連携強化

平素から鉄道事業者に対し、事件発生時の迅速な通報はもとより、被疑者や目撃者等の確保、目撃者や逮捕協力者を留め置きできない場合の人定・連絡先の確認等について協力要請をする等、捜査活動への協力体制の構築を図ること。

2 警察本部への報告

- (1) 鉄道事業者等と協働したキャンペーンの実施、鉄道事業者への働き掛けにより、痴漢撲滅に向けた施策を講じた場合は、警察本部生活安全企画課子ども・女性安全対策係へ申報等により報告すること。
- (2) 電車内の痴漢事犯を認知したときは、速やかに「子どもと女性に対する「わいせつ・声かけ事案」等の報告について（通達）」（平成27年12月22日付け熊生企第1189号）及び「「わいせつ・声かけ事案分析システム」の運用について（通達）」（平成27年12月22日付け熊生企第1190号）に基づき報告すること。

また、行為者を検挙又は指導・警告した場合には、「子どもと女性に対する「わいせつ・声かけ事案」等の報告について（通達）」（平成27年12月22日付け熊生企第1189号）に定める「検挙、指導・警告措置報告書」（別記様式第5号）を作成し警察本部生活安全企画課子ども・女性安全対策係へ報告すること。